

閉栓（中止）と廃栓（廃止）の違い

- ◆水道を止める手続きは【閉栓（中止）】と【廃栓（廃止）】の2種類があります。
- ◆将来的に家を建てる可能性がある場合や、土地の売買を検討する場合などは、【閉栓（中止）】をおすすめします。

	閉栓（中止）	廃栓（廃止）
① どんなもの？	・水道の使用を<u>一時的に中止</u>します。 ・期限に決まりはありません。	・水道を使えないように工事をして<u>切り離</u>します。 ・水道を使う<u>権利を失</u>います。 (ただし、加入金の返金はしません)
② どんなことをする？	・メーターボックス内の<u>止水栓を閉</u>めます。 ・市からお客様へ貸与している水道メーター器はそのまま残りますので、中止期間中でも適切に管理して頂く必要があります。 ・メーターボックスを撤去したり、埋めたりしないでください。	・道路を掘って<u>水道管を切り離す</u>工事を行い、敷地内のメーターボックスやバルブ類を<u>撤去</u>します。 ・工事は市が発注し、工事費も市で負担します。
③ 水道料金は？	・発生しません。	・発生しません。
④ 手続きはどうやってする？	・お客様センター窓口 ・電話 ・電子申請	・お客様センター窓口 ※給水装置の<u>所有者様のはんこ</u>をご持参ください。
⑤ 手続きにかかる費用は？	・手数料 <u>500 円</u> を最後の水道料金と一緒にお支払いいただきます。	・手数料 <u>1,000 円</u> をお手続きの際に現金でお支払いいただきます。
⑥ 手続きにかかる期間は？	・ご希望の日の <u>3 営業日前</u> までに手続きを行ってください。	・ご希望日の <u>1 か月前</u> までに手続きを行ってください。
⑦ また水道を使いたいときは？	・使用開始（開栓）の手続きを行えば水を使うことができます。ご希望の日の3営業日前までに手続きを行ってください。 ・手数料 <u>500 円</u>を最初の水道料金と一緒にお支払いいただきます。	・道路上から新しく水道管を引き、水道メーターを取り付ける工事が必要です。 ・工事はお客様から市指定給水工事業業者へ依頼し、<u>工事費はすべてお客様負担</u>です。 ・水道を使う権利を得るため、再度「<u>加入金</u>」が必要です。

水道の閉栓(中止)と廃栓(廃止)

